

敦賀市ふるさと納税事業支援業務
公募型プロポーザル募集要項

本要項は、「敦賀市ふるさと納税事業支援業務」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 目的

敦賀市は、寄附を通じて広く全国に本市の魅力を発信するとともに、返礼品を通じた地場産品の開発・拡充を図ることで地域の活性化と寄附金の地域循環に取り組んでいる。

本業務は寄附の募集、返礼品発送、寄附者対応、寄附金受領証明書送付、ワンストップ特例申請受付等の、敦賀市ふるさと納税事業に関する業務において、業務のDX化を積極的に推進し、効率的な業務を行うことで、寄附者の利便性向上及び業務におけるヒューマンエラー防止を図ることを目的として事業者の募集を行う。

2 概要

(1) 業務名称

敦賀市ふるさと納税事業支援業務

(2) 業務内容

別添「参考仕様書 敦賀市ふるさと納税事業支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年4月30日までとする。

ただし、契約締結日から令和5年3月31日までは準備期間とする。

なお、準備期間に発生する費用について、受託者の負担とする。

(4) 見積上限額

年2,400,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
見積書の作成にあっては、以下の寄附想定をもとに算出すること。

寄附金額 5,000,000千円

寄附件数 290,000件

ワンストップ特例申請書受付件数 145,000件

(5) 留意事項

見積上限額は、予定価格を示すものではなく、今後成立する予算の内容により、業務内容の変更等を行うことがある。

3 スケジュール

(1) 募集開始・募集要項配布

令和4年12月26日（月）から令和5年1月23日（月）午後5時まで

(2) 質問書受付期限

令和4年12月26日（月）から令和5年1月13日（金）午後5時まで

(3) 質問書に対する回答

令和5年1月17日（火）

(4) 提案書類提出期限

令和4年12月26日（月）から令和5年1月23日（月）午後5時まで

(5) 審査委員会（書面審査）

令和5年1月下旬～令和5年2月上旬

(6) 審査結果通知

令和5年2月上旬～中旬

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件の全てを満たすものとする。

なお、本業務が多岐にわたることから、専門性の高い企業の積極的な参加を募ることを目的として、共同事業体による参加を認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 敦賀市職員又は採用予定の者でないこと及び地方自治法第92条の2、第180条の5第6項並びに敦賀市議会政治倫理条例第3条第7号の規定に抵触又は抵触するおそれがある者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (11) 過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）において、単年度寄附金額10億円以上の自治体のふるさと納税事業にて、同様の業務を受託した実績を、2件以上有していること。
- (12) 共同事業体の場合には、(1)から(9)にあつては全構成員が、(10)及び(11)にあつてはいずれかの構成員が満たしていること。

5 質問書の受付及び回答について

(1) 質問書の受付方法

令和5年1月13日（金）午後5時必着とし、電子メールにて「質問書（様式第5号）」により提出すること。

なお、電子メールの件名を「【質問書】敦賀市ふるさと納税事業支援業務」とすること。

(2) 回答方法

令和5年1月17日（火）に、敦賀市ホームページにて回答する。

URL : https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/kikakuseisaku_bu/h-sousei_ka/r4_furusatotax_purop.html

(3) その他

審査基準や他の提案者に関する事など、選考の公平性を損なう可能性のある質問には回答しない。

6 提案書の提出について

(1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、敦賀市ホームページで公開する。

URL : https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/kikakuseisaku_bu/h-sousei_ka/r4_furusatotax_purop.html

(2) 提案書の提出

令和5年1月23日(月)午後5時必着で、各2部を本募集要項12「担当部署」宛に郵送にて提出すること。なお、本市が電子データの提出を求めた場合には、これに応じなければならない。

(3) 留意事項

ア 複数提案の禁止

同一事業者が複数提案を提出することはできない。

イ 提案書等の変更

提出された提案書等は、本市が補正等を求めた場合を除き変更不可とする。

ウ 提案書等の返却

提出された書類は返却しない。

7 企画提案書の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加表明書兼 企画提案書表紙 (表紙)	ア 会社名、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。
(2) 参加資格確認事項 申告書 (様式第1号)	ア 本募集要項の4に掲げる参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 イ 「国税納税証明書」及び「市町村税(都税)証明書」を添付すること。 (令和4年4月1日以降に取得したものに限り。)
(3) 会社概要書及び 共同事業体届出書 (様式第2号)	ア 会社名、所在地、代表者職指名、設立年月日、資本金、従業員数、事業内容を記載すること。
(4) 業務実績書 (様式第3号)	ア 過去3年間(平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)における自治体のふるさと納税事業にて、同様の業務を受託した実績を記載すること。 イ 実績として記載した業務の契約書の写し等の証拠書類を添付すること。
(5) 業務企画提案書 (様式自由)	ア 別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 イ 概念図、イラスト、写真等、自由に用いてよい。 ウ A4判(縦横どちらでも可)で作成すること。
(6) 見積書 (様式第4号)	ア 寄附想定額を5,000,000千円と想定し、税抜きで作成し、その見積りを記載すること。 イ 見積りについて、必要に応じて積算項目の追加、まとめは可能とし、適宜行を追加、若しくは削除すること。 ウ 所定の内訳表での説明が困難な場合は、必要に応じて任意の内訳書を添付すること。(任意様式)

8 提案内容について

別添「参考仕様書」の内容を満たすものであること。

提案書は任意様式とし、別表 審査基準に記載された項目を参考に提案書を作成すること。

特に、以下の内容については、提案内容を明確に記載すること。

- ・ 人員体制における組織図及び業務責任者、専門性を有するスタッフの有無と業務のサポート体制
- ・ 管理体制における寄附者情報の一元管理が可能な寄附管理システム

9 審査について

審査は書面にて実施し、提案者から提出された企画提案書の内容等を基に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価を行い、優先交渉者を選定する。

10 契約について

(1) 契約の方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉者を契約候補者とし、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法で契約手続きを行う。なお、企画提案内容（見積額を含む。）によっては、そのまま契約となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 費用の分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加のための費用一式は、参加者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。

(2) 本件に係る提出書類の一切は返却しないものとし、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は公開されることがある。

(3) 応募者が1者のみであっても、「4 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

12 担当部署

敦賀市企画政策部ふるさと創生課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 0770-22-8111

メール sousei@ton21.ne.jp

別表

審査基準

審査項目	評価のポイント	
実績評価	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の遂行において十分な、同様の事業の実績を有しているか。
体制評価	人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するための組織体制を有しているか。 ・業務責任者が本業務と同様の事業について十分な知識と能力を有しているか。 ・業務に必要なスタッフやサポート体制が構築できるか。 ・緊急時の連絡や迅速な対応が可能な体制か。
	管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いをはじめとした情報セキュリティについて適切な対策が講じられているか ・寄附者情報の一元管理可能なシステムを提供できるか。 ・本市が契約する寄附受付ポータルサイトとの円滑な連携が可能か。 ・返礼品の配送管理を適切に行うことが可能か。また、在庫管理や返礼品提供事業者との連絡体制を構築できる体制であるか。
	寄附金受領証明書及び ワンストップ 特例申請書等の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付からデータ作成まで円滑に行える体制が整っているか。 ・申請書の到着、申請受付を寄附者に対し通知するフローが整っているか。 ・申請者からの受付状況に関する問い合わせへの対応が可能か。
	地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社又は事業所等を有する、もしくは今後その予定があるか。（将来的に事業所等を開設する計画がある場合は規模や雇用者数の見込みを評価） ・上記以外で、地域や市内事業者への貢献につながる取り組みがあるか。
企画評価	返礼品の 開拓・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な返礼品の提案が可能か。 ・既存返礼品の魅力向上や販路拡大につながる提案が可能か。 ・返礼品開拓・拡充のための取り組みがあるか。
	プロモーション活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への寄附増加に繋がる提案が期待できるか。 ・全国に向けた敦賀市及び敦賀市ふるさと納税の効果的なプロモーション活動を実施できるか。
	寄附者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者満足度の向上に繋がる問い合わせ対応が可能か。 ・ショップレビューや商品レビューに対し、適切な対応が可能か。
	業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者からの問い合わせ等を減らすための提案について期待できるか。 ・業務の効率化、オンライン化への対応が十分か。 ・ワンストップ特例申請受付業務についてオンライン化、業務量の削減を図っているか。
金額評価	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積金額が提示されているか

※業務企画提案書の作成においては、上表の「体制評価」「企画評価」に関して記載すること。

参考

敦賀市ふるさと納税の状況

1 利用中の寄附受付ポータルサイト

- ・ふるさとチョイス
- ・楽天ふるさと納税
- ・三越伊勢丹ふるさと納税

2 寄附件数、金額及びワンストップ特例申請件数（令和2年度～令和5年度）

区 分	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)	特例申請件数 (件)
令和2年度	219,492	3,423,953	96,416
令和3年度	445,917	7,722,015	212,929
令和4年度 (決算見込)	490,000	8,500,000	245,000
令和5年度 (当初予算)	290,000	5,000,000	145,000

3 現状で対応可能なシステム

- ・シフトプラス株式会社「LedgHOME」
- ・シフトセブンコンサルティング株式会社「ふるさと納税 do」
- ・上記と同等以上の機能を有する管理システム